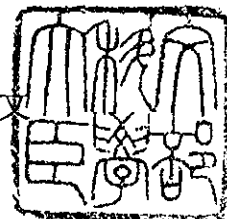




26文科高第1000号
平成27年3月23日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

文部科学大臣
下村 博文



国立大学法人東京医科歯科大学の達成すべき業務運営に関する
目標（中期目標）の変更について

平成27年1月30日付け東医歯総第507号をもって中期目標の変更について意見提出のあった標記の件につき、別添のとおり定めたので、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法人に提示します。



国立大学法人東京医科歯科大学の中期目標 新旧対照表

現 行	変 更 案	変 更 理 由
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 (略)</p> <p>3 その他の目標 (略)</p> <p>(2) 国際化に関する目標 ○国際化に関する基本方針 25) <u>グローバル化に対応するため、学内環境の整備を行うとともに、教育、研究、医療を通じた国際貢献及び国際交流への取組を強化し、国際化を推進する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 (同左)</p> <p>3 その他の目標 (同左)</p> <p>(2) 国際化に関する目標 ○国際化に関する基本方針 25) <u>「大学改革」と「国際化」を全学的に推進することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化するとともに、世界的に魅力的なトップレベルの教育研究を行い、世界大学ランキングトップ100 を目指すための取組を進め、教育、研究、医療を通じた国際貢献を推進する。</u></p> <p>(同左)</p>	<p>スーパーグローバル大学創成支援「TMD U型グローバルヘルス推進人材育成構想：地球規模での健康レベル向上への挑戦」を推進するため。</p>